

和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域に侵入し甚大な被害を及ぼす病虫害を防除するため、病虫害防除対策事業を実施する者に対し、病虫害防除対策事業補助金交付要綱（令和3年4月1日和歌山県制定）に基づく補助金を和歌山市病虫害防除対策事業補助金（以下「補助金」という。）として予算の範囲内において交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、クビアカツヤカミキリの防除対策（以下「防除対策」という。）を行った者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税の滞納がない者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。イにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 法人その他の団体で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当するものがあるもの

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

(3) 国、地方公共団体その他公共的団体から同一の事業について補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に規定する防除対策であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の区域内において行った事業であること。

(2) 生産活動に供する果樹以外の樹木（森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林に該当する土地の上にある立木竹を除く。）であって、クビアカツヤカミキリの被害を受けたもの及びその周辺のものを対象とした事業であること。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条の規定による申請においては、規則第12条の規定による手続を併合し、規則第3条の申請及び規則第12条の報告は、和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付申請書兼報告書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）によるものとする。

2 規則第3条の規定による申請においては、市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書その他の補助対象事業に関する支出を証明する書類の写し

(2) 位置図(1/25, 000及び1/5, 000)

(3) 被害樹であることが分かる樹木全体の写真(防除対策実施前に撮影されたものに限る。)

(4) 防除対策実施後の写真

(5) 申請者に市税の滞納がないことを証する書面(市内在住者に限る。)

4 申請は、申請書を窓口を持参することにより行うものとする。

5 申請の受付は、各会計年度の2月末日を期限として先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

(交付決定及び額の確定等)

第6条 規則第6条の通知及び規則第13条の通知は併合し、和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付決定及び確定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、和歌山市病虫害防除対策事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 防除対策を実施した場所については、まん延防止等のため事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、本病虫害の予防対策及び目視による発生監視調査を行わなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた最終年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第3条関係）

| 補助対象事業 | 取組内容 |
|--------|----------------------------|
| 伐採・伐根 | 被害樹の伐採、伐根、運搬及び樹体処分 |
| 伐採・根覆い | 被害樹の伐採、運搬、樹体上部の処分及び株元の被覆処理 |
| ネット被覆 | 被害樹の幹及び枝のネット被覆 |
| 樹幹注入 | 被害樹の樹幹への薬剤の注入 |

別表第2（第4条関係）

| 補助対象事業 | 補助額 |
|--------|-----------------------------|
| 伐採・伐根 | 1 m ³ につき60,000円 |
| 伐採・根覆い | 1 m ³ につき60,000円 |
| ネット被覆 | 1本につき6,000円 |
| 樹幹注入 | 1孔につき600円 |

別記様式第1号（第5条関係）

和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市補助金等交付規則第3条及び第12条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、【誓約・同意事項】のとおり誓約し、及び同意します。

| | | |
|----------|-------------------|------------|
| 申請者 | フリガナ | |
| | 氏名 | (署名又は記名押印) |
| | 住所 | 〒 ー |
| | 電話番号 日中連絡可能なもの | |
| 対象樹木の内容 | 別紙明細書のとおり | |
| 補助金交付申請額 | 円 | |

【誓約・同意事項】

- (1) 補助金の交付前後において、和歌山市が、防除対策の内容に関する調査等を依頼した場合、必ず協力します。
- (2) 和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する暴力団等に該当しない旨誓約するとともに、和歌山市が必要に応じて関係機関に照会することに同意します。

明細書

| 樹木 No. | 対象樹 | | | 事業内容 | | | 補助金額 (円) | 実施日 |
|-----------|--------------|-----|-----------|--------|-------------------------|------------------|-------------|-----|
| | 所在地 (施設名) | 樹種名 | 被害の 有無 | 補助対象内容 | 材積 (m ³) | 樹幹 注入量 (孔) | | |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

※樹木1本ごとに1行作成してください。

和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市病虫害防除対策事業補助金の交付について、次のとおり決定し、交付額を確定したので、和歌山市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

| 補助年度 | 年度 | 事業等の名称 | 和歌山市病虫害防除対策事業補助金 |
|-------|----|---|------------------|
| 交付確定額 | | 円 | |
| 交付の条件 | | <p>(1) 防除対策を実施した場所については、まん延防止等のため事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、本病虫害の予防対策及び目視による発生監視調査を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた最終年度の終了後5年間保管しなければならないこと。</p> | |

別記様式第3号（第6条関係）

和歌山市病虫害防除対策事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった和歌山市病虫害防除対策事業補助金の交付について、次の理由により不交付と決定したので、和歌山市病虫害防除対策事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

不交付の理由